

平成30年4月
定例教育委員会会議

会議録

平成30年4月19日開催

会 議 録

開催日時	平成30年4月19日(木)		午後3時30分 開会 午後5時13分 閉会																																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																																		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣																																	
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">野崎 幸宏</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>山川 俊巳</td> <td>社会教育課長</td> <td>樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林上 敦裕</td> <td>科学館長</td> <td>伊藤 豊</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> <td>公民館事業課長</td> <td>片山 勝敏</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>三浦 雅仁</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>八木 治樹</td> </tr> <tr> <td>教育指導課長</td> <td>佐藤 潤一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐々木 康成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>水野 泰子</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明	学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美	学校教育部次長	林上 敦裕	科学館長	伊藤 豊	学校教育部次長	岩崎 昌美	公民館事業課長	片山 勝敏	学校施設課長	三浦 雅仁	文化ホール担当課長	八木 治樹	教育指導課長	佐藤 潤一			教職員担当課長	佐々木 康成			教育政策課主幹	水野 泰子		
	学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明																															
学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美																																
学校教育部次長	林上 敦裕	科学館長	伊藤 豊																																
学校教育部次長	岩崎 昌美	公民館事業課長	片山 勝敏																																
学校施設課長	三浦 雅仁	文化ホール担当課長	八木 治樹																																
教育指導課長	佐藤 潤一																																		
教職員担当課長	佐々木 康成																																		
教育政策課主幹	水野 泰子																																		
事務局 事務職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課主査</td> <td style="width: 33%;">中村 星子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課 同</td> <td>阿部 由里夏</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高野 由布紀</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		教育政策課主査	中村 星子			教育政策課 同	阿部 由里夏				高野 由布紀																							
教育政策課主査	中村 星子																																		
教育政策課 同	阿部 由里夏																																		
	高野 由布紀																																		
傍聴者	0人																																		
公開・非公開の別	一部非公開																																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について ・議案第2号 平成30年度一般会計予算の補正について ・議案第3号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第4号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第5号 旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について ・議案第6号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・議案第7号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第8号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・報告第1号 平成30年度旭川市大雪クリスタルホール自主文化事業公募型市民企画公演選考審査会市民審査員の委嘱(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 																																		

- (1) 平成30年第1回定例市議会の報告について
- (2) 旭川市学校教育基本計画の策定について
- (3) コミュニティ・スクールの導入について
- (4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (5) 平成30年度旭川市確かな学力育成プランについて
- (6) 旭川市いじめ防止基本方針の策定について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容

発 言 者	発 言 要 旨
<p>教 育 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>岩崎学校教育部次長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>石原学校教育部次長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>伊藤教育政策課主幹</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>学 校 施 設 課 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>教 育 指 導 課 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>社 会 教 育 部 次 長</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>社 会 教 育 課 主 幹</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>公 民 館 事 業 課 長</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>公 民 館 事 業 課 主 幹</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>中 央 図 書 館 長</p> <p>社 会 教 育 部 長</p> <p>博 物 館 長</p> <p>社 会 教 育 部 長</p>	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成30年4月定例教育委員会会議を開会いたします。 議事に入ります前に、4月の定期人事異動で異動、昇任、割愛採用された課長職以上の方がいらっしゃいますので、御紹介いただきたいと思 います。</p> <p>本年4月1日付けで異動、昇任、割愛採用のありました学校教育部の課 長職以上の職員を御紹介いたします。 岩崎学校教育部次長です。なお、学務課長の事務を取り扱っております。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>石原学校教育部次長です。なお、学校保健課長の事務を取り扱っており ます。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>伊藤教育政策課主幹です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>三浦学校施設課長です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>佐藤教育指導課長です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、社会教育部でございます。 酒井社会教育部次長です。なお、文化振興課長の事務を取り扱っており ます。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>中村社会教育課主幹です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>片山公民館事業課長です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>伊野公民館事業課主幹です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>岡島中央図書館長です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>杉山博物館長です。 (一礼後、一言挨拶。)</p> <p>以上で、紹介を終わらせていただきます。 なお、議事に関わらない職員につきましては、退席させていただきます。 ありがとうございました。それでは、議事に関わらない方は、御退席く ださい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>《 会 議 録 署 名 委 員 》</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>《 前 回 会 議 録 》</p> <p>会議録ですが、平成30年1月定例教育委員会会議（平成30年1月23</p>

各教	委員	長	<p>日開催),平成30年2月定例教育委員会会議(平成30年2月7日開催)及び平成30年3月定例教育委員会会議(平成30年3月29日開催)の会議録については,現在調製中でございますので,調製後,承認するということがよろしいですか。</p>
			<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め,平成30年1月定例教育委員会会議,平成30年2月定例教育委員会会議及び平成30年3月定例教育委員会会議の会議録については,調製後,承認することといたします。</p>
			<p>《 審 議 事 項 》</p>
教	育	長	<p>それでは,審議事項に入ります。 議案第2号「平成30年度一般会計予算の補正について」,議案第6号「旭川市社会教育委員の委嘱について」,議案第7号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」,議案第8号「旭川市科学館協議会委員の任命について」,報告第1号「平成30年度旭川市大雪クリスタルホール自主文化事業公募型市民企画公演選考審査会市民審査員の委嘱(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」,報告事項(3)「コミュニティ・スクールの導入について」及び報告事項(4)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが,その性質上,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが,いかがですか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め,議案第2号「平成30年度一般会計予算の補正について」,議案第6号「旭川市社会教育委員の委嘱について」,議案第7号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」,議案第8号「旭川市科学館協議会委員の任命について」,報告第1号「平成30年度旭川市大雪クリスタルホール自主文化事業公募型市民企画公演選考審査会市民審査員の委嘱(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」,報告事項(3)「コミュニティ・スクールの導入について」及び報告事項(4)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は,秘密会とし,他の議案等の後に審議することといたします。</p>
			<p>議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」,説明願います。</p>
林上学校教育部次長			<p>議案書2ページの実施方針を御覧ください。 まず,「1趣旨」についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき,毎年,教育委員会に義務付けられている教育委員会の事務に関する点検・評価を行い,効果的な教育行政の推進に資するとともに,市民への説明責任を果たしていきたいと考えております。 次に,「2点検・評価の対象」についてです。「教育委員会の活動状況」と「旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の二つを点検・評価の対象としております。 次に,「3点検・評価の方法」についてです。「教育委員会の活動状況」については,法に規定されている教育委員会の事務に沿って,学校の設置関係,規則制定関係などの実施状況を総括し,課題等を踏まえた今後の在り方を明らかにしてまいりたいと考えております。 また,「旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」に関して,旭川市学校教育基本計画については,四つの成果目標について,成果指標により達成状況を把握するとともに,「主な取組」の実施状況について,評価指標等を参考にしながら各施策事業の進捗状況を点検・評価してまいります。旭川市社会教育基本計画につ</p>

いては、二つの基本理念と、その実現のための五つの基本目標ごとに、成果目標を設定し達成状況を把握するとともに、主な取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。いずれの基本計画につきましても、成果や課題等を把握し、今後の取組の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、「4学識経験者の意見聴取」についてです。教育委員会が行った点検・評価の結果について、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。

次に、「5点検・評価の結果に関する報告書の作成等」についてです。前年度における施策・事業の点検・評価の結果でありますことから、市議会での平成29年度決算審査との時期的な整合を図ることや、その結果を平成31年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、議案第1号資料にありますとおり、9月に開会されます第3回定例市議会に提出を予定しております。このため、報告書案につきましては、8月の定例教育委員会会議において付議し、御審議いただきたいと考えております。

最後になりますが、学校教育においては、子どもたちのための教育として、社会教育においては、市民のための生涯学習として、各施策の取組がどこまで進んだのかを確認するといった観点を持ちながら、教育委員会の事務に関する点検・評価に取り組んでまいりたいと考えております。

教 育 長 議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 員 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定します。

教 職 員 担 当 課 長 次に、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括で説明願います。

議案書の6ページからです。

本件につきましては、主に2点の改正内容がございます。

まず1点目でございますが、これまで学校職員が営利企業等への従事を行うことの許可につきましては、教育長が行うこととしておりましたが、先月20日に北海道立学校管理規則が一部改正され、4月から道立学校におきましては、これらの許可の一部を校長が行うこととなりました。旭川市立学校におきましても、道立学校と同様に職員が営利企業等への従事を行うことの許可については、その一部を校長が行うこととしようとするものでございます。

2点目でございますが、これまで教育に関する兼職等の承認につきましては、教育長が行うこととしておりましたが、北海道立学校管理規則の一部が改正され、道立学校におきましては、これらの許可の一部を校長が行うこととなりました。旭川市立学校におきましても、道立学校と同様に職員が教育に関する他の職を兼ねる場合等の承認については、その一部を校長が行うこととしようとするものでございます。

これらのことから、所要の改正を行い、併せて文言の整備を行うものでございます。

次に、議案書の8ページからです。

本件につきましては、主に3点の改正内容がございます。そのうち2点につきましては、先ほど御説明した旭川市立学校管理規則の一部改正に併

	<p>せて、服務に関する教育長の許可等の権限の一部を校長に委譲することとしようとするものでございます。</p> <p>3点目につきましては、外勤の命令方法についてでございます。これまで、所属職員の外勤の命令につきましては、外勤簿をもって行うこととされておりましたが、北海道立学校職員服務規程が一部改正され、道立学校においては、外勤の命令は口頭によって行うこととなりました。旭川市立学校におきましても、道立学校と同様に、外勤の命令については口頭により行うこととしようとするものでございます。</p> <p>これらのことから、所要の改正を行い、併せて文言の整備を行うものでございます。</p> <p>なお、それぞれの新旧対照表は、議案書7ページ及び13ページから17ページにございますので、こちらを御参照ください。</p>
教 育 長	議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
滝 山 委 員	「営利企業等への従事のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために」とありますが、これは具体的にはどのような職種を想定しているのですか。塾の先生などですか。
教職員担当課長	小・中学校ではあまり例はありませんが、道立学校におきましては、土日の模試や検定試験について、教育委員会ではなく、PTAや保護者が主催となって実施することがございまして、そういったものを想定しております。
滝 山 委 員	土日の模試等は全国的にはいろいろありますが、予備校がやっているものを父兄が主催してやるということですか。父兄が問題を作るということではないですね。
教職員担当課長	違います。民間の事業にPTAが申し込み、試験官を先生に頼んで模試や簿記試験を実施するということが、高校においてはあるようです。道立学校ではそういうものを想定して規則の改正を行ったと聞いております。
近 藤 委 員	父母会の中に進路委員会や生活委員会がある学校もあります。その父母会やPTAの会費の中から模試代を出したりして、学校でやることがあります。
教 育 長	中学校ではそういうことはありますか。
教職員担当課長	現時点では想定されるものではありません。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。
	次に、議案第5号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」、説明願います。
岩崎学校教育部長	旭川市教科書調査委員会は、旭川市教科書調査委員会条例の規定により、教科書の採択について必要な事項を調査、研究することを目的として設置するものであり、本年度は、平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択を行うことから、本日は、この調査委員会の構成及び委員の選任方法につきまして、御審議をお願いいたします。
	調査委員会の構成につきましては、条例の規定により、1号委員は校長

及び教員56人、2号委員は学識経験を有する者14人、3号委員は委員会事務局の職員5人で、計75人とされておりますが、調査させる教科の種目数に応じて、規定人数の範囲内で委員の人数を定めることができることとされています。このため、本年度につきましては1教科のみの採択であることから、1号委員は4人、2号委員は3人、3号委員は1人の計8人の構成といたします。

また、委員の選任方法につきましては、1号委員のうち、校長は旭川市中学校長会に、教員は各中学校長に対し推薦依頼を行い、4人の選任案を事務局で作成いたします。2号委員の内訳は、大学教授1人、保護者1人、社会教育委員1人とし、大学教授は北海道教育大学旭川校に、保護者は旭川市PTA連合会に、社会教育委員は旭川市社会教育委員会議にそれぞれ推薦依頼を行い、3人の選任案を作成いたします。3号委員につきましては、教育指導課の指導主事とし、1人の選任案を作成いたします。

なお、資料にありますとおり、この選任案を5月の教育委員会会議で御審議いただき、調査委員を任命します。併せて、「採択方針、調査委員会への諮問内容及び採択結果等の公表」についても御審議いただき、6月から7月上旬にかけて、調査委員会を開催するとともに、教科書展示会を中央図書館で開催するほか、永山図書館及び神楽図書館においては展示期間中の前半と後半に分け移動展示会として開催します。

7月中旬に調査委員会から答申を受け、7月下旬の教育委員会会議で、調査委員会委員長から答申内容の説明、調査研究結果の報告を行い、その後、8月の教育委員会会議で、教科書採択の御審議をいただく予定です。

教 育 長 議案第5号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」、御意見、御質問等がありますか。

昨年度の小学校と同じ人数でしたよね。

岩崎学校教育部次長 はい。

教 育 長 他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第5号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

林上学校教育部次長 平成30年3月1日付けから平成30年4月12日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。

議案書29ページ上段は課長職以上の人事異動について、下段から31ページは課長補佐職以下の人事異動についてです。29ページから31ページにつきましては、今月1日付けの人事異動によるもので、教育委員会内で異動した職員は、昨年27人に対し今年22人、新たに教育委員会に配属となった職員は、昨年34人に対し今年30人、教員等から教育委員会職員となった職員は、昨年1人に対し今年4人、新規採用となった職員は、昨年と同様1人となっております。また、教員等から教育委員会職員となった職員4人のうち、今回の人事異動で初めて、養護教諭の指導主事1人を教育委員会に配置しております。

議案書32ページから33ページには、臨時的任用職員を、34ページから35ページにかけては、非常勤嘱託職員の人事異動について掲載しております。

教 育 長 報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

各 教 育 委 員 長	委員 長	ありません。 それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 教 育 委 員 長	委員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報告事項 》
教 育 長	教育 長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「平成30年第1回定例市議会の報告について」、報告願います。
学 校 教 育 部 長	学校 教育 部 長	平成30年第1回定例市議会は、平成30年2月20日から3月26日までの通算35日間で、学校教育部の提出議案は平成29年度旭川市一般会計補正予算について及び平成30年度旭川市一般会計予算についてでした。 はじめに、2月21日から2月22日までの2日間で補正予算等審査特別委員会が行われ、学校教育部からは国の補正予算を活用し、平成30年度に予定しておりました施設改修等の事業を平成29年度に前倒しして実施しようとする議案を提出いたしました。これに伴い、先の平成30年第1回臨時市議会に、平成30年度一般会計予算からその分を減額補正する議案を提出したところです。そのほか、繰越や債務負担行為などが補正されています。また、啓明小学校の損害賠償と交通事故の件についても報告しております。補正予算についての質問はありませんでした。 次に、2月26日に市政方針、教育行政方針の演説がありました。この2つの方針に対し、3月2日から3月5日までの2日間で代表質問が行われ、4会派から質問がございました。 1人目、自民党・市民会議を代表して安田議員から、旭川小学校と旭川中学校に関わります小中連携・一貫教育の考え方、コミュニティ・スクール、郷土愛を中心に質問がございました。 2人目、公明党を代表して室井議員から、教育長に就任して1年を経過しての所見、学校給食費改定、小中連携・一貫教育、いじめの認知件数についての質問がございました。いじめの認知件数につきましては、全国的にいじめの定義が変わったことから認知件数が増加している旨を答弁しております。 3人目、日本共産党を代表してのとや議員から、教育行政方針の中で子どもの貧困対策、長時間労働への対策の言及が不十分ではないかという質問がございました。また、生活保護基準が下がることから、就学助成の基準はどうなるのか、いじめを含めた平和教育の観点から、「君たちはどう生きるか」という話題になっている本を引用しながらいじめの対策についての質問がございました。 4人目、虹と緑を代表して山城議員から、PEN食器を中心に、子どもの貧困対策、いじめ、スクールカウンセラー、コミュニティ・スクールについても質問がございました。 次に、3月6日から3月7日までの2日間で大綱質疑が行われ、3人から質問がございました。 1人目、日本共産党の石川議員から、30人・35人学級から32人・37人学級になったことは後退しているのではないかという主旨の質問がございました。 2人目、虹と緑の久保議員から、PEN食器、特に東旭川学校給食共同調理所への導入についてを中心とした質問があり、一旦議事進行が止まるということもございました。

3人目、民主・市民連合の松家議員から、これから導入するコミュニティ・スクールと学校施設の改築についての質問がございました。コミュニティ・スクールに関して、通学区域と市民委員会の区域が違っているところがあるがどう考えているのかについて、学校施設の改築に関して、周辺住民との意識共有等を図っていかなければなかなか進まないという主旨での質問がございました。

次に、3月9日から3月19日までの7日間で予算等審査特別委員会が行われ、総務経済文教分科会の中で11人から質問がございました。

公明党の中野委員、日本共産党の小松委員、無所属の金谷委員、自民党・市民会議の安田委員、総務経済文教分科会外の委員として虹と緑の山城委員の5人からPEN食器に関して、PEN食器導入の経過や安全性、溶出検査をすべきではないか、市民理解を求める努力をすべきというような多岐にわたる質問がございました。

自民党・市民会議のあなだ委員から、道德教育と教科書採択に関して、道德教育とはどういったものか、教科書採択に関して、市民参加や展示会の拡大、採択に当たっては多数決をとるべきではないのか、また、児童生徒の旭川市におけるウィークポイントについて諮問内容に入れるべきではないかというような観点から、採択のを中心にして質問がございました。この点につきましては、一定程度取り組める部分については取り組んでいきたいと答弁しており、先ほどの議案第5号において、教科書展示の一つを移動展示とし、展示場所を1箇所増やすことを提案させていただきました。

自民党・市民会議の上村委員から、少人数学級編制費に関して、これまで取り組んできた30人・35人学級編制と制度改正後の32人・37人学級編制の柔軟な制度の在り方と運用の在り方の導入について提案がありました。これにつきましては、私どももより効果的で安定的な制度になるようにしていきたいと答弁しております。

そのほか、民主・市民連合の松田委員から、次期学校教育基本計画の策定について、無所属の藤澤委員から、少人数学級編制、学校図書館活性化、トイレの洋式化、特別支援教育、国際理解教育等について、無所属の金谷委員から、特別支援教育に関して特にインクルーシブ教育について、自民党・市民会議の福居委員から、国際理解教育、旧北都中学校の利活用、学校グラウンドの目的外使用について、自民党・市民会議の安田委員から、学校給食用食材の放射性物質検査、国有地の借り上げ、学校へのクレーム対応について、民主・市民連合の品田委員から、就学助成、給食費の値上げ・公会計化、インクルーシブ教育についての質問がそれぞれございました。

最後に、市長の出席する総括質疑において、4人から質問がございました。

1人目、自民党・市民会議の上村委員から、少人数学級編制事業に関して、市長の事業への思い、これからの課題と進め方についての質問がございました。

2人目、日本共産党の小松委員から、PEN食器の導入に関して、メラミン食器が残っている状況下で磁器食器を切り替えることは良くないのではないのかという主旨の質問がございました。

3人目、虹と緑の久保委員からも、同じくPEN食器の導入に関しての質問がございました。

4人目、無所属の金谷委員から、インクルーシブ教育に関して、インクルーシブ教育を進めているのかという主旨の質問がございました。

最後に、一般会計予算に対し、メラミン食器を切替え後に磁器食器からPEN食器に切替えすべきだという附帯決議が付いたところです。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。

3月2日から3月5日までの2日間で代表質問が行われ、3人から質問がございました。

1人目、自民党・市民会議の安田議員から、教育行政方針に関して、市民文化会館の今後の整備方針について方向性を示せる時期、今後どのような検討を進めていくのかの質問があり、現時点では方向性を示す時期を明示するのは難しいけれども、今後整備方針の方向性の議論を進める上で必要となる資料や検討材料を精査し、整備の在り方に関し市民意見を聞く機会を設けるよう、取組を進めていくことなどを答弁しております。

2人目、民主・市民連合の白鳥議員から、教育政策に関して、アイヌ文化消滅の危機に対する支援と北海道命名150年の取組についての質問があり、川村カ子トアイヌ記念館の存続、ユーカラ街道事業、旭川イオルの推進に係る組織の設立等について必要とされる支援について検討していくこと、また、松浦武四郎の上川調査を紹介する講演会の開催など、その業績の顕彰を通して北海道命名150年について理解を深めてもらえるよう取り組むことなどについて答弁しております。

3人目、日本共産党ののたや議員から、旭川市文化芸術振興基本計画改訂後の市民の文化芸術活動の発展について質問があり、文化芸術団体の活動について、各種団体の意見や活動実態を把握するための調査を行い、現状を把握するとともに、団体間の交流や意見交換の場の創出についても引き続き検討を進め、本市の文化芸術の振興を図っていくことなどについて答弁しております。

次に、予算等審査特別委員会が行われ、総務経済文教分科会の中で8人から質問がございました。

1人目、民主・市民連合の松田委員から、ジオパーク構想推進費に関して、事業概要と予算の内訳、推進協議会の構成と役割、新年度から募集します専門員の配置、住民理解の課題、ジオパークの活用や効果、美瑛町と上富良野町が進めている十勝岳ジオパークが不認定になったことに対する見解、今後の認定に向けたスケジュールについて答弁しております。

2人目、公明党の中野委員から、文化会館の整備と成人式に関して、文化会館については、平成30年度の事業内容と増額の要素、利用状況、老朽化の状態、レストラン解体のスケジュール、レストランの利用状況と解体後の影響、新庁舎にレストランが設置される状況で検討がされているがその場合の文化会館利用者の動向がどうなるか、文化会館の整備に係る考え方とスケジュールについての質問がございました。成人式に関しては、成人式に係る予算と参加状況、記念品を過去に廃止した経過、成人式の予算の推移と過去の記念品は何だったか、各都市において記念品は配られているのかどうか、講演会の開催や記念品を配付するなどの今後の考え方について質問がございました。

3人目、無所属の藤澤委員から、文化芸術活動振興費、市民ギャラリーに関して、市民ギャラリーの来場者数、今年度の開設の方法、市民要望に対する受け止め、今後の取組についての質問がございました。

4人目、無所属の金谷委員から、文化会館の整備に関して、レストラン解体後の代替機能はどうなるのか、平成29年度に実施した整備検討支援業務の内容、大ホールのニーズはどのようなものがあるのかについて、今後どのように進めていくのかの質問がございました。

5人目、公明党のもんま委員から、公民館のインターネット環境の整備に関して、インターネット回線の整備の状況、予算の要求状況、西神楽公民館と春光台公民館が指定管理者制度ですが、この2館には整備されているので、指定管理者制度なら整備されやすいのかという質問があり、教育長と副市長から見解を述べたところです。

6人目、自民党・市民会議の福居委員から、サケの生態学習事業に関して、大規模放流の影響と過去に科学館で実施した事業の内容、平成28年

	<p>度、29年度は予算を計上せず事業を実施したがその内容、サケの遡上の状況、今後の取組についての質問がございました。</p> <p>7人目、自民党・市民会議の安田委員から、博物館入館者数の増と郷土愛育成のための取組に関して、博物館の入館者数の推移、企画展の内容、アイヌ文化関係の事業、北海道命名150年に係る関連事業、運営の在り方について質問がございました。</p> <p>8人目、民主・市民連合の品田委員から、図書館の活性化に関して、ボランティアの活動内容と参加人数、ボランティア活動に係る予算内容、ボランティアとの連携で図書館をどのように活性化していくのか、学校図書館との連携と図書館の活性化、窓口を担当している職員の資質向上のための取組、市民と議会の意見交換会でも意見が出ていましたが、全館が一斉に休むのではなく、休日を各館でずらすことができないのかという質問がございました。</p>
教 育 長	<p>報告事項(1)「平成30年第1回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本 田 委 員	<p>道徳の教科書採択に関わり、教育指導課で作成していただいた指針について、優れた指針を作っても現場で使われなければ意味がないと考えます。それぞれの学校に対し、研修会や指導をしたことの記録を残していくことが必要かと思えます。教科書採択に関わっては、今後も留意していかなくてはいけないと感じました。</p>
山川学校教育部長	<p>指針については、道徳の研修会を行っておりますので、そこで扱っていきます。また、校長会に対し、作った指針の活用について改めて各学校で周知していただくようお願いしたところ、今年度の校長会の運営方針の中に、教育委員会で作成したものの活用について記載していただいたところです。引き続き、一層の活用が図られるよう、取り組んでいきたいと思えます。</p>
教 育 長	<p>全国学力・学習状況調査の結果で、旭川市の子どもたちが道徳的に課題がある部分をきちんと踏まえて教科書採択に臨むべきというような話もありましたので、そういった部分については、教育委員の皆様へ情報を提供させていただきながら、今年の採択に向けて進めていきたいと考えています。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「平成30年第1回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
水野教育政策課主幹	<p>次に、報告事項(2)「旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。</p> <p>平成31年度を始期とする次期旭川市学校教育基本計画の策定に関わり説明します。</p> <p>報告事項(2)資料を御覧ください。</p> <p>はじめに、次期計画のポイントですが、学校教育に係る基本計画ですので、学力、体力、豊かな心という三つの柱はもちろん、事務局として、次の2点について、重要であると考えています。</p> <p>1点目、新学習指導要領への対応から、予測不能な未来に対応する力ということで、今年度の教育行政方針でも「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」を基本方針に掲げており、まさに、そういった資質や能力を養うことが今後の教育に求められていると考えております。</p> <p>2点目、人口減少が進む地域の生き残りという視点から、郷土愛を育む教育や地域との連携・協働が重要になると考えております。</p> <p>このような視点を気に留めていただきながら、今後、策定に当たり御意見をいただく中で御検討いただきたいと考えています。このほか、この視点が必要、この施策が重要などの御意見がありましたら、よろしくお願</p>

します。

次に、期間についてです。次期計画は、平成31年度から平成39年度までの9年間とし、総合計画及び社会教育基本計画と終期を合わせるとともに、前半5年間、後半4年間とし、見直しについても同時期に行いたいと考えております。当面5年という期間になりますので、このことも気に留めていただきながら、御検討ください。

次に、構成についてです。別紙1を御覧ください。6月を目途に施策の体系を決めていきたいと考えておりますが、まず、計画の構成について、これまで同様、基本方針と基本計画の構成とするかや基本理念を設定するかどうかも含めて、御検討いただきたいと考えています。事務局といたしましては、現行計画と社会教育基本計画が同じ構成となっており、既に社会教育基本計画がスタートしておりますので、計画の進行管理や点検・評価の効率的な実施を考えますと、社会教育基本計画と合わせていくことが考えられますので、別紙1のように整理いたしました。

また、総合計画との関係を別紙2のとおり整理いたしました。

併せて、国や北海道、他市の例も参考に、改めて、検討していただきたいと考えておりますので、別紙3にまとめています。他市の学校教育基本計画の資料など添付しておりますので、御確認の上、次回以降、御意見いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、市民参加に関して、前回、参加者の構成について御報告しました懇話会については、別紙4のとおり、現在、3人の参加者について公募しているところです。この後、関係団体の推薦による参加者と合わせまして、12人を6月上旬を目途に決めていきたいと考えております。

最後に、市民アンケートに関して、別紙5を御覧ください。実施の概要については資料のとおりとなっております。市民の意識を把握し、計画を策定する検討に当たっての参考としたいと考えております。18歳以上の男女3千人を対象に、5月11日から5月25日までの実施とし、検討の早い段階から市民参加が求められていることから、6月中に施策の体系を検討する段階で市民アンケートの結果などについても反映していきたいと考えております。また、これまでの市民参加の結果も一部載せております。

アンケートの調査票ですが、内容は、初めに、回答者のプロフィールであり、ここで、小・中学生の子どもの有無について確認します。続いて、義務教育全般に関わることとして関心のあること、身に付ける必要のあるものなどについて確認します。続いて、旭川市の義務教育に係る施策に関すること、最後に、自由記述となっております。アンケートについては、5月に実施し、取りまとめ、6月に施策の体系を決める際には参考としたいと考えておりますので、本日、御意見等いただきますようお願いいたします。なお、4月中であれば、アンケートの内容に反映させることが可能ですので、後ほど御連絡いただくことも含め、御検討の程よろしく申し上げます。

教 育 長

報告事項(2)「旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

アンケートの設問の中で、17や20個の選択肢の中から三つ選ぶというのは、大切なことがたくさん書いてあるので無理があるのではないのでしょうか。もう少し設問を細かく分けた方が良いのではないのでしょうか。

教 育 長

設問を「特に必要なもの」としても良いかもしれません。

滝 山 委 員

あるいは、教育や文化のように分野別に分けて、それぞれから二つ三つずつ選ぶというような形でも良いのではないのでしょうか。

水野教育政策課主幹

選び方について、例えば分野別に分けて選ぶことや、もう少し幅広く選べる方法を検討したいと思います。

滝 山 委 員

その方がより市民の考えを反映できるのではないかと思います。

教 育 長

三つというのは、確かに難しいかもしれません。ですから、特に大事なことを選択するということですね。

近藤委員	数の制限を設けずに選択できるようにして、選択される数が多くどれも良いになってしまうのも、反映させるのが難しくなってしまうと思います。
杉山委員	20個の選択肢の中から三つ選ぶというのは難しいので、もう少し分類をして、7から10個程度の選択肢から三つ特に大事なものを選ぶように、複数の設問に分解した方が良いのではないのでしょうか。
本田委員	選択肢の出典を明らかにしてはどうでしょうか。文部科学省や北海道教育委員会が示している内容だというような根拠がなければ、どこからこの選択肢が出てきたのかという疑問が出てくるので、その辺りを明らかにした上で聞いた方が、精選されて良いと思います。旭川市で取り組んでいることを網羅的に並べると、どれも良いということになってしまいますので、結果としての濃淡が出やすくするためには、ある程度選択肢を限定することや抽出した設問の出典を明らかにする方が良いと思います。今の基本計画そのものを並べると、そう色が変わらないものになりかねないと思います。
教育長	問5の身に付ける必要がある力の選択肢が一番多くなっています。関心があるというのはあるかないかですが、身に付ける必要がある力ということになると、どれも大事になってしまうかもしれません。教育施策のところも同じです。出典はいろいろな所を参考にしてこの項目にしたのですよね。
水野教育政策課主幹	文部科学省などの国のアンケート調査の項目なども参考にしながら考えています。文部科学省や北海道教育委員会が進めている施策がどれかということを示すことはできると思うので、もう少し検討したいと思います。
近藤委員	このアンケートを実施した後の集計の仕方というのは全て一律に集計する方法なのですか。年代や小・中学生の子どもがいる方といない方では選択する回答がとても変わると思うのですが、どういう方法で集計することを考えているのですか。
学校教育部長	クロス集計をやっていくことで考えています。
教育長	全体の集計結果に加えて、年代別等でも集計結果を出すということになります。
水野教育政策課主幹	今いただいた意見を参考に、アンケートの整理はつきそうですか。
教育長	三つまでという選択数、設問に「特に」を加えること、選択肢を分類していくこと、出典を明らかにするという事など、いただいた意見を参考に検討したいと思います。
教育長	資料として、北海道教育推進計画や札幌市などの計画がありますが、実は、旭川市と作りが違ってきます。札幌市や函館市、北海道は学校教育と社会教育が一緒になっていますが、旭川市は学校教育と社会教育の計画が分かれています。そういう点では、中身が参考になる部分とそうでない部分があるかもしれません。なぜ旭川市では社会教育と一緒にないのかというと、社会教育が先行しているからですよね。
社会教育部長	はい。最初に作った生涯学習基本計画の段階から分かれており、今日まで至っています。
教育長	学校教育と社会教育を融合していく形もないわけではありませんが、先行している部分もありますので、当面旭川市としては二つに分けていきたいと考えているところです。
教育長	アンケートについては、この後も気になる点がございましたら今月中に御意見をいただければと思います。体系等については、5月の教育委員会会議で意見をいただき、皆さんの意見を反映していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。旭川市の独自性のある、必要なことを盛り込んだ計画を策定したいと考えておりますので、アドバイスや御意見をいただきたいと思っております。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。

<p>教 育 長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>それでは、報告事項（２）「旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（５）「平成３０年度旭川市確かな学力育成プランについて」、報告願います。</p>
	<p>本プランにつきましては、本市の児童生徒の確かな学力の育成に向け、学校や家庭、地域への支援など教育委員会が推進している事業等を体系的にまとめ、平成２９年度に引き続き作成したものです。</p> <p>本年３月に開催されました第３回教育委員会協議会におきまして、本プラン案について御協議をいただいた際に平成３０年度の教育行政方針に示した働き方改革の本プランへの位置付けについて御意見をいただいておりますが、学力向上に資する取組になるものと考えまして、左上学校運営支援の新学習指導要領全面実施に向けた対応の４点目に学校指導・運営体制の効果的な強化・充実に向けた働き方改革の推進として位置付けることといたしました。</p>
	<p>その他、協議会で検討していただきました本プラン案からの変更点といたしまして、同じ箇所２点目、小学校外国語科の実施に向けた対応に記載をしておりました小学校教員英語研修会の実施と３点目、小学校道徳の全面実施及び中学校道徳の移行措置の実施に記載しておりました道徳の時間研修会の実施につきましては、右側の教育研修事業にも記載しておりますことから、重複を避け、削除したところです。</p>
	<p>なお、本プランにつきましては、４月９日に開催された旭川市小中合同校長会議及び教頭会議において配付し、説明するとともに、既に各学校にデータで情報提供しております。</p>
<p>教 育 長</p> <p>各 委 員 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>報告事項（５）「平成３０年度旭川市確かな学力育成プランについて」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（５）「平成３０年度旭川市確かな学力育成プランについて」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（６）「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」、報告願います。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>はじめに、策定の趣旨について御説明いたします。</p> <p>平成２５年６月に国において、「いじめ防止対策推進法」が公布されるとともに、同法の規定に基づき、同年１０月、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめの防止等のための基本的な方針」、いわゆる国の基本方針が策定されました。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」におきましては、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める」とこととされており、また、同法附則には、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる」とされておりますことから、本市においては、国や北海道の動向を見ながら、本市の基本方針策定に向け、これまで調査・研究を進めてきたところです。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」の施行から３年を経て、国は平成２９年３月、北海道は平成３０年２月に、それぞれ基本方針が改定されたことを踏まえ、本市の実情に応じたいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、対処が本市において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示した「旭川市いじめ防止基本方針」を市長と教育委員会が協議しながら策定いたします。</p> <p>進め方及び大まかなスケジュールにつきましては、教育指導課が素案を作成し、随時、教育委員会会議で御報告し、御意見をいただき、反映して</p>

	まいりたいと考えております。
	また、市民の考え方を反映させることが必要でありますことから、学校関係者、学識経験者、公募市民等を構成員とした策定懇話会を開催し、意見聴取を行うとともに、意見提出手続であるパブリックコメントを実施し、意見を反映していきたいと考えております。
教 育 長	各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、各学校が、策定した本市の基本方針を参酌し、新年度の学校いじめ防止基本方針を策定するという事を考えますと、12月までに内容等を確定し、1月には策定した方針を公表したいと考えております。
山川学校教育部次長	報告事項(6)「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	今、市の方針を策定している自治体は何%くらいですか。
本 田 委 員	はっきりとした割合は分かりませんが、多くの市では策定している状況です。北海道の市町村で策定している自治体は半数を超えるくらいです。
教 育 長	旭川市の場合は、学校いじめ防止基本方針を先行して策定しておりましたし、国や北海道の基本方針の動向を見極めていたので、これから策定していこうというところです。
滝 山 委 員	旭川市においては、それぞれの学校で学校いじめ防止基本方針を策定しているの、それが連動するようになってくれば、組織立った動きになると思います。
教 育 長	ボトムアップ型でやっていた部分もありますので、それはそれで良いのではないかと思います。また、このいじめ防止基本方針は、公募委員も入れて、多くの御意見をいただくなどして作っていくこととなります。
滝 山 委 員	このいじめ防止基本方針というのは、学校の児童生徒だけではなく、いわゆる社会におけるパワハラなども対象にするのですか。
教 育 長	あくまで学校が対象で、一般社会は対象にしていません。
滝 山 委 員	「旭川市」と付いているので、そうなのかなと思いました。
教 育 長	名前についてはどうなのでしょう。
山川学校教育部次長	国の基本方針に示されている名前のおりとしております。ただし、市で策定するものについては、特に規定はされていませんが、私たちが作ろうとしている部分は児童生徒に関わる部分として作っていきたいと思っております。
教 育 長	高校のものは別にあるのですか。
山川学校教育部次長	道立高校の方針については、北海道が作っている基本方針に基づき、学校が策定するという形になっております。
教 育 長	いわゆる義務教育のいじめ防止基本方針ということですね。
山川学校教育部次長	はい。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項(6)「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事 務 局 職 員	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。

【以下，非公開】